



## ～国道沿いに土地をお持ちの方へ～

道路に飛び出した樹木の剪定をお願いいたします。樹木の枝や葉が道路上に飛び出していると歩行者や車両通行の妨げになり、事故につながるおそれがあります。安全で安心して道路を通行できるよう、定期的な枝葉の剪定、刈り込みをお願いいたします。



道路敷地へ枝や葉が飛び出している状態。標識も隠れてしまい、通行の妨げになっている。

また、道路上に物を置いて占有する行為も通行の妨げとなりますので、置かないようにしてください。歩道に直接置く看板や歩道にはみ出して設置する自動販売機など交通の妨げになる危険なもの設置は禁止されています。



○・・・道路を管理している「道路管理者」の許可を受ける必要があります。

(道路占用:道路法第32条)

×・・・禁止

なお、「道路占用」を行うことのできる物件は、道路法及び同法施行令で規定されています。(道路法第32条及び同法施行令第7条)